

重 要

平成 28 年 2 月吉日

会 員 各 位

株式会社 ベイオーク

軽自動車税制改正に伴う規約改定のご案内

拝啓 貴社ますますご盛栄のこととお喜び申し上げます。
平素は格別のお引き立てをいただき、厚く御礼申し上げます。
この度は軽自動車税制改正に伴い名義変更預かり保証金を変更させていただきます。
つきましては、ベイオークの規約改定をご案内させていただきます。

記

落札規定 第15条 3

変更前：軽自動車の自動車税については、名義変更保証金として落札店より10,000円お預かりさせていただきます。
保証金については、落札店がベイオークに名義変更完了後のコピーを提出した後、落札店に全額返金いたします。
但し名義変更完了後のコピー提出が提出期限を過ぎた場合は、落札店よりお預かりした名義変更保証金の10,000円は出品店に全額支払うものとします。

変更後：軽自動車の自動車税については、名義変更保証金として落札店より10,000円お預かりさせていただきます。
保証金については、落札店がベイオークに名義変更完了後のコピーを提出した後、落札店に全額返金いたします。
なお3月開催については名義変更保証金として落札店より上限12,900円お預かりさせて頂き、名義変更の結果により自動車税相当額として出品店にお支払いいたします。
但し名義変更完了後のコピー提出が提出期限を過ぎた場合は、落札店よりお預かりした名義変更保証金のうち10,000円を出品店に支払うものとします。
また自動車税に対しての不足金が発生した場合には後日請求させていただきます。

自動車税規定 第3条 3

変更前：軽自動車の場合、名義変更保証金10,000円を落札店からお預かりいたします。
変更後：軽自動車の場合、名義変更保証金10,000円を落札店からお預かりいたします。
3月開催については名義変更保証金として落札店より上限12,900円お預かりいたします。

自動車税規定 第3条 4

変更前：軽自動車については落札店がベイオークに名義変更後のコピーを提出した後、名義変更保証金10,000円全額返金いたします。
変更後：軽自動車については落札店がベイオークに名義変更後のコピーを提出した後、名義変更保証金10,000円を全額返金いたします。
但し3月開催については名義変更保証金として落札店より上限12,900円お預かりさせて頂き、名義変更の結果により自動車税相当額として出品店にお支払いいたします。

変更実施日：平成28年3月2日開催AAより適用